

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について No.10

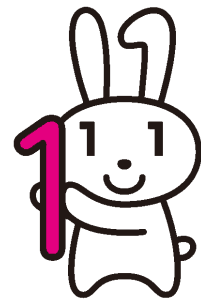
重要なお知らせ(ご注意ください)

住民票の異動(転入・転居・転出)や戸籍の届出(婚姻等による氏名変更)の場合には、カード(通知カードまたは個人番号カード※)の記載事項の変更が必要となりますので、手続きの際には窓口までカードをご持参ください。

※ 個人番号カードは平成28年1月以降申請者に対し順次交付

～平成28年1月から、個人番号(マイナンバー)の利用が始まります～

- 平成28年1月1日以降、様々な手続きにおいてマイナンバーが必要となります。
- マイナンバーを求められる手続きとしては、主に次のようなものがありますが、**手続きの幅は広いので、あらかじめマイナンバー(通知カードまたは個人番号カード)及び本人確認書類をご用意**いただいたうえで、各手続き担当窓口へお越しくください。



担当窓口における手続き	
住民票の異動	各種子育てに関する給付
戸籍届出	こども園・保育所などへの入園・入所申込
住民税・固定資産税・軽自動車税	国民健康保険
障がい者福祉	後期高齢者医療
生活保護	各種医療費助成
介護保険	公営住宅・特定公共賃貸住宅

(上記の手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。また、個人番号の記入・提示が必要になる時期は、手続きの種類によって異なりますので、詳しくは各手続き担当窓口へお問い合わせください。)

マイナンバーについてのお問い合わせ先

マイナンバー

全国共通ナビダイヤル **0570-20-0178**

営業時間：平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く。)

日赤幌延町分区が問寒別生涯学習センターに貸出用AEDを設置

日赤幌延町分区では、日本赤十字社宗谷地区からの助成を受け購入したAED(自動体外式除細動器)を貸出用として、問寒別生涯学習センターに設置しました。

AEDが設置されていない施設や、野外活動など各種イベントで必要とされる場合に無料でお貸します。万が一に備え有効に活用してください。

日赤幌延町分区では、皆様からいただいた社資によって、このような救命用具等を整備しています。今後も、引き続きご協力をお願いします。

